

ハッ場ダム住民訴訟通信-46

2009.01.05 発行

明けまして おめでとうございます。

いよいよ結審。そして判決へ。私たちの運動のクライマックスです。ガンバリましょう。

1月21日、私たちのハッ場ダム裁判は「結審」を迎えます。平成16年11月4日提訴以来、丸4年、口頭弁論は19回を数えます。当初「門前払い」も予想されたことを思えば、“よくぞ戦えり”と胸に溢れるものがあります。しかし、いかに良く戦ったとしても、勝たねば意味がありません。いま私たちは第4コーナーを周り、ゴールの直前にいます。しかしレースは霧に包まれリードしているか否かは分かりません。求められるのは「悔いのない戦い」です。一都五県の統一弁護団の先生方と嶋津暉之さんは、過去の弁論のすべてを洗い直し、被告の反論を封じ、新たな主張を見つけ出し、最終準備書面づくりに徹夜を繰り返しています。

私たちに出来ることは「傍聴席で無言の視線を送ること」。それが悔いのない戦いになります。

ダム中止でも現地住民の生活再建を。

法律の整備を求めて署名請願を進めています。ご協力ください。

何故、ハッ場ダム現地の人たちがダム推進を求めているのでしょうか。それは、ダムが出来れば補償金や生活再建の補助金が約束されているのに、中止の場合はその保証が無いからです。国のダム政策の悪どさは、ダムを作るためには大金をバラマク法律をどんどん作り、中止となった場合は工事で生活環境を破壊しながら、生活再建を補償する法律をあえて作らないところにあります。つまり退路を断って、ダム推進に加わらないと生きて行けないようにしているのです。なお許せないのは、現地の人たちを権力で屈服させておきながら、国やハッ場ダムをつくることで利益を得る政治家などが、「下流域の人間が何と言おうが、現地の人たちはダムを望んでいる」と広言し、世論を誘導していることです。

ハッ場あしたの会ではこうした状況を正すために、衆参議長宛に「ハッ場ダム事業の見直し」と「水没予定地域再生のための法整備」を求める署名請願を進めています。すでに8000筆の署名が集まりましたが、1万筆を目指しています。ご協力ください。同封の署名用紙をお願いします。

締切日が迫っています。恐れ入りますがお早めをお願いします。

民主党、日本共産党、社会民主党など、野党は上記法整備の約束をしています。同時に来る総選挙のマニフェストには「ハッ場ダムの中止」も掲げています。市民運動、住民訴訟、総選挙、この三位一体をもって、ハッ場ダムを中止に追い込みましょう

新年度(平成20年10月1日～平成21年9月30日)会費をお願いしています。

年会費：一口1000円(一口以上) カンパも随時受付けています。

郵便振替口座：ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 00160-8-556816

先にお送りしてあります振込用紙がお手元にありましたらご利用ください。

第19回ハッ場ダム裁判いよいよ結審です。傍聴をお願いします

日時：平成21年1月21日(水)午前11時40分 場所：水戸地方裁判所 302 法廷

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表 近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 tel/fax: 取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010